

平成二十九年  
十月 中

# 山梨県公報目録

本紙 第二千七百三十四号から  
第二千七百四十一号まで  
号外 第四十六号から  
第五十六号まで

凡 例  
公文件名の下の数字上段括弧内は番号、中段はページ、下段は掲載日を示す。

## 条 例

○山梨県登山の安全の確保に関する条例	(三〇〇)	号外(五四)二	二〇
○山梨県個人情報保護条例及び山梨県情報公開条例の一部を改正する条例	(三一一)	同	四 同
○山梨県手数料条例の一部を改正する条例	(三一二)	同	五 同
○山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(三三三)	同	六 同
○やまなし子ども・子育て支援条例	(三四四)	同	同 同
○山梨県がん対策推進条例の一部を改正する条例	(三五五)	同	八 同

## 規 則

○山梨県登山の安全の確保に関する条例施行規則	(二七)	号外(五五)一	二〇
○山梨県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	(二八)	同	二 同

## 告 示

○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定	(三一九)		六七 一 二
○道路の区域変更	(三二〇)		同 同
○建築基準法に基づく道路位置指定(二件)	(三二一)		同 同
○猟区の狩猟停止認可	(三二三)		六七五 五

○保安林の指定施業要件の変更予定(三件)	(三二四)		同 同
○道路の区域変更	(三二六)		同 同
○道路の供用開始	(三二七)		六七六 同
○口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示	(三二八)		同 同
○景観保全型広告規制地区の指定の一部改正	(三二九)		六七九 一二
○景観保全型広告規制地区に係る適用除外の広告物等の基準の一部改正	(三三〇)		同 同
○山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正	(三三一)		六八〇 同
○建築基準法に基づく道路位置指定	(三三二)		同 同
○保安林の指定の予定	(三三三)		同 同
○卸売業務の廃止	(三三四)		六八三 一六
○地方卸売市場の廃止	(三三五)		六九三 一九
○道路の区域変更	(三三六)		同 同
○保安林の指定施業要件の変更予定	(三三七)		六九七 二三
○県営土地改良事業の完了	(三三八)		七〇一 二六
○道路の供用開始	(三三九)		同 同
○道路の区域変更	(三四〇)		同 同
○道路の供用開始	(三四一)		七〇五 三〇
○道路の供用開始	(三四二)		同 同

公 告

○平成二十九年山梨県准看護師試験の実施	六七二	二
○土地改良区役員の退任	同	同
○公共測量の実施	同	同
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出	六七六	五
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	六八〇	一一二
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	同	同
○指定施設要件変更保安林の所在不分明通知	六八一	同
○国土調査の成果の認証(二件)	同	同
○土地改良区役員の就任	六八二	同
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定	六八三	一六
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定	六八五	同
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出	同	同
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出	六八六	同
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出	六八七	同
○生活保護法に基づく指定介護機関の指定	同	同
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更の届出	六八九	同
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出	六九〇	同
○大規模小売店舗の新設に関する届出(二件)	同	同
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	六九二	同
○職業訓練指導員試験の実施	六九三	一九
○国土調査の成果の認証	六九六	同
○基本測量の実施	同	同
○指定施設要件変更保安林の所在不分明通知	六九七	二三
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	七〇一	二六

○指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知(三件)	七〇二	同
○指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知	七〇五	三〇
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	七〇六	同

選挙管理委員会

○衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者	号外(四七)	一一〇
○衆議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長及びその職務を代理すべき者	同	同
○最高裁判所裁判官国民審査の審査分会長及びその職務を代理すべき者	同	同
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時	同	二
○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時	同	同
○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時	同	同
○衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所	同	同
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	同	同
○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	同	同
○衆議院比例代表選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日	同	同
○衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称及び略称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	同	三
○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所(二件)	同	同



平成二十九年十一月二日 印刷  
平成二十九年十一月二日 発行

発行者  
印刷所

甲府市丸の内一丁目六番一号  
山梨県  
株式会社  
甲府市北口二丁目六番  
サンニチ印刷